

資格更新ガイドライン

臨床発達心理士資格認定委員会（2017年3月5日版）

はじめに

臨床発達心理士の資格認定は、2002年度から始まりました。この資格の有効期間は5年です。臨床発達心理士は常に新しい知識を学び研鑽を深め、5年に一度ずつ、資格を更新することが必要です（臨床発達心理士資格認定細則第6条）。

資格更新には、5年間に、一般社団法人 臨床発達心理士資格認定運営機構および同委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」（(1) 区分研修会と表記されています。これには日本臨床発達心理士会全国大会も含まれます。）への参加による必須4ポイントを含む、12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。

資格更新の要点

更新ポイントは、以下の方法で取得することができます。（文末の更新ガイドライン図を参照）

1. 上記（1）区分研修会等への参加【4ポイント必須】
2. それ以外で臨床発達心理士資格認定委員会が認めた研修会（(2) 区分研修会）への参加
3. 臨床発達心理士を取得するための指定科目講習会での講師担当
4. 臨床発達心理士資格認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会での発表
5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表
6. 臨床発達心理学に関する著書の出版
7. 未資格者（2016年度以前の資格認定制度における「基本タイプ」および2017年度以後の資格認定制度における「タイプI」申請者または申請予定者）が臨床発達心理士を取得するために行う臨床実習のスーパービジョン

これらのポイントは会員情報管理システム<SOLTI>で管理します。（1）区分研修会および（2）区分研修会に参加する場合には、必ず臨床発達心理士証（以下、「IDカード」と記載）を持参し、参加受付をしてください。（1）区分研修会および（2）区分研修会は開催後2週間程度で会員情報管理システム<SOLTI>に反映されます。自分が参加した研修会のポイントが入力されているかどうか確認してください。

資格更新対象者には当該年度の秋に資格更新申請ガイドが送付されます。資格更新申請ガイドに従って、会員情報管理システム<SOLTI>の資格更新申請ページから手続きを行ってください。

各ポイントの取得方法

1. （1）区分研修会【5年間に4ポイント必須】
 - ・一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部主催の研修会で、「(1) 区分研修会」と明記されています。

- ・臨床発達心理士には、日本臨床発達心理士会、または所属の支部から、研修会開催と申し込み方法のお知らせが郵送などで通知されます。それに従って参加申し込みをしてください。
- ・臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会等の年次大会で、シンポジウムや講演、講習会の形で開催されることもあります。これらは各大会のプログラムに記載されています。
- ・研修会情報は臨床発達心理士認定運営機構のウェブサイトにも掲載されています。
- ・日本臨床発達心理士会全国大会への参加は（1）区分研修会ポイントとなります。参加する場合にはIDカードを持参し、会場の案内に従って参加受付をしてください。

研修会への参加者ならびに、講師・シンポジウムの話題提供者・指定討論者等はIDカードを持参し、参加受付をしてください。IDカードを忘れた場合、ポイントは付与されません。

2. (2) 区分研修会

- ・臨床発達心理士資格認定委員会が認可した研修会で、「(2) 区分研修会」と明記されています。
- ・(1) 区分研修会同様、臨床発達心理士認定運営機構に参加する連合学会の年次大会等でシンポジウムなどの形で開催されることもあります。
- ・(2) 区分研修会の開催情報は、臨床発達心理士認定運営機構のウェブサイトに掲載されます。
- ・研修会の参加者ならびに、講師、シンポジウムの話題提供者、指定討論者等はIDカードを持参し、参加受付をしてください。IDカードを忘れた場合、ポイントは付与されません。

3. 指定科目取得講習会講師

- ・臨床発達心理士を取得するための指定科目講習会で講師をした場合のポイントです。後日事務局でポイント付与しますので会員情報管理システム<SOLTI>で確認してください。

4. 連合学会等の年次大会での研究発表、話題提供等

- ・連合学会とは、日本発達心理学会、日本教育心理学会、日本感情心理学会、日本コミュニケーション障害学会の4学会で、これらの学会の年次大会等で研究発表等を行った場合のポイントです。
- ・連合学会以外の学会発表等は、臨床発達心理学的内容である場合にはポイントとして認められます。発表が臨床発達心理学的内容であるかどうかは、ご自身で判断してください。
- ・一つの発表、シンポジウムごとに、本人の名前と発表タイトル、年次大会の名称と日時などがわかる資料をコピーしておいてください。
- ・資格更新を申請する際には、会員情報管理システム<SOLTI>の資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表

- ・研究論文とは、学会誌、大学紀要に発表された臨床発達心理学に関する内容の論文です。学科・研究室発行の紀要、研究報告書、翻訳、業務報告等は認められません。
- ・研究論文は学術論文の体裁を整えたものでなければなりません。
- ・著者名、掲載された機関誌、発行年、該当ページ等、「誰が何年にどの部分を執筆したのか」がわか

る資料を用意してください。

- ・資格更新を申請する際には、会員情報管理システム<SOLTI>の資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

6. 臨床発達心理学に関する著書の出版

- ・臨床発達心理学に関する学術的著書である必要があります。啓蒙的な著書は認められません。
- ・著者名、発行年、本のタイトル、出版社名、該当ページ等、「誰が何年にどの部分を執筆したのか」がわかる資料を用意してください。
- ・資格更新を申請する際には、会員情報管理システム<SOLTI>の資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

※ 「5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表」「6. 臨床発達心理学に関する著書の出版」に関して、「臨床発達心理学に関する」学術研究・著書にあたるかどうかの判断は審査の段階で行います。事前の問い合わせにお答えすることはできません。

※ 「4. 連合学会等の年次大会での研究発表、話題提供等」「5. 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表」「6. 臨床発達心理学に関する著書の出版」は資格の有効期間内に発表・出版されたものでなければなりません。

7. 未資格者（2016年度以前の資格認定制度における「基本タイプ」および2017年度以後の資格認定制度における「タイプI」申請者または申請予定者）が臨床発達心理士を取得するために行う臨床実習のスーパービジョン

- ・2016年度以前の資格認定制度（移行措置期間を含めると2019年度資格認定まで）において「基本タイプ申請（予定を含む）者」および2017年度以後の資格認定制度における「タイプI申請（予定を含む）者」を対象に実施した臨床実習スーパービジョンはポイントとして認められます。これ以外のスーパービジョンはポイントにはなりません。
- ・臨床実習スーパービジョンは更新対象者の資格有効期間内に行われたものに限ります。
- ・スーパービジョンを受けた相手（スーパーバイザー）が自筆署名する書類があるので、スーパービジョンが終了したら必要事項を記載し、必ず署名をもらい、ご自身の更新時期まで保管してください。
- ・資格更新を申請する際には、会員情報管理システム<SOLTI>の資格更新申請ページにご自身で入力します。また、資格更新審査を受けるために上記の資料を提出することが必要です。

資格更新時期延期の特例措置について

1. 資格の有効期限は5年間です。ただし、以下のような事情があった場合、資格更新延期を申請することができます。
 - ・日本国外に在住している場合
 - ・介護休暇を取っている場合
 - ・育児休暇を取っている場合

- ・ 疾病休暇を取っている場合
- ・ 必要ポイントが満たない場合
- ・ その他の場合

資格更新延期を申請する場合は「資格更新特別措置願（はがき）」を提出してください。「資格更新特別措置願（はがき）」は、資格更新対象年度に送付される「臨床発達心理士 資格更新申請ガイド」に同封されています。

2. 資格更新時期の延期は3年後の資格更新審査時期（1月頃）が限度となります。

例：2021年度が正規の資格更新時期の場合、延期できるのは2024年度の資格更新審査時期までです。

3. 資格更新延期を申請した場合、資格の有効期間は延長されません。

例：資格有効期間が2022年3月31日までの方が資格更新延期を申請した場合、2022年4月1日以降資格更新審査に合格するまで、臨床発達心理士を名乗ることはできません。

4. 資格更新延期を経て資格更新した後の資格有効期間は、延期年限に伴って短くなります。

例：資格有効期間が2017年4月1日から2022年3月31日の有資格者が、資格更新延期申請し、その後資格更新申請した場合、合格後の資格有効期間は合格した日から2027年3月31日までの期間となります。

5. 資格更新延期申請後、「資格更新延期に必要な登録手続き」案内が届きます。必要な手続きを行ったのち「資格更新延期受理通知」が発行されます。「資格更新延期受理通知」の発行をもって資格更新延期申請の手続きは完了となります。資格更新延期期間中に研修会に参加する場合もIDカードが必要です。

6. 資格更新延期の方で必要なポイントが満たされた方は、資格更新申請期間に会員情報管理システム<SOLTI>において更新申請してください。資格更新期間の詳細については臨床発達心理士認定運営機構のウェブサイトに掲載されますので、確認して申請を行ってください。

※ 資格更新延期者の特例資格更新審査（8月申請9月審査）は2018年度より廃止され、資格更新の機会通常資格更新審査（1月～2月）のみとなります。

※ 本資格更新ガイドラインは2017年4月1日より適用されますが、それ以前に資格を取得または更新した方は、会員情報管理システム<SOLTI>での更新申請に加えて、資格更新審査のためにお手元の「臨床発達心理士資格更新研修会等参加記録ノート」等を提出していただきます。